

LPガス販売店と**契約**する際の注意点

LPガスの販売店は、お客様が自由に選ぶことができますが、契約内容をしっかりチェックすることが大切です。ご契約の際は、次の4点を直接販売店に確認してください。

① 料金

料金の仕組みは
どうなっているのか

P2で紹介したどの料金制を採用しているか、また基本料金に含まれるものなどを確認してください。

② 値上げ

提示された料金が急に理由なく値上げされることはないか

料金の値上げ、値下げはどのように行われるのか、変動の仕組みや通知の方法などを確認してください。

③ 内容

契約の内容に不利な点はないか

解約時のトラブルを避けるため、設備の所有関係、解約時に支払うべき費用の有無や計算方法などを確認してください。

④ サービス

保安やサービスの内容はどうなっているか

ガス設備の安全性、販売店が提供する保安対策やサービスについても十分な説明を受け、確認してください。



解約した元の販売店から配管代を請求されたの!

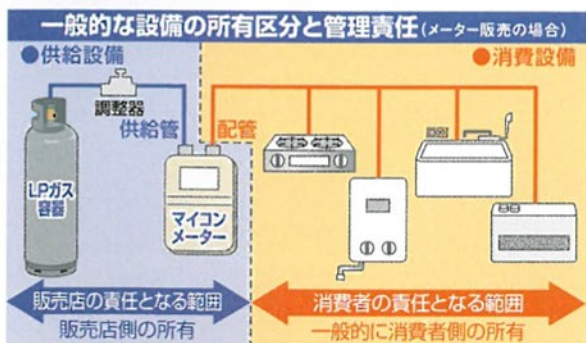
LPガス販売店を**変更**する際の注意点

- 販売店を替えようとする場合、現在の販売店から配管代を請求されることがあります。

- 「液石法*」第14条書面は必ず交付されるもの。

販売店とお客様との間で新たなLPガス購入契約を結ばれる際には、販売店側から、料金構成や設備の所有権などについて書かれた書面を交付するよう、「液石法」第14条により義務付けられています。解約する際には、現販売店から交付された書面に目を通し、設備の所有関係などを、よくご確認ください。

*液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律



解約する場合の消費者の配管代支払等について

		供給設備	消費設備
内容	ある		
	配管所有権が明記されている場合	契約内容により費用負担が発生する場合あり	販売店の所有であれば費用負担あり
	配管所有権が明記されていない場合	費用負担なし	費用負担なし
ない	配管所有権が不明の場合	費用負担なし	費用負担なし



大切な書類です。しっかり目を通して、大切に保管しておきましょう。